

目標② 自然と共生した安全なむらづくり

主要施策 2-1 自然環境の保全

1) 自然環境・景観保全の推進

■現状と課題

近年、物質的な豊かさからゆとりや安らぎといった精神的な豊かさが求められるようになり、水や緑の自然を保全し、自然とのふれあいを重視する傾向が高まっています。

本村の素晴らしい自然環境を守るため、水、土そして大気の保全活動や河川堤防などの清掃、道路周辺の環境美化などの活動が行われています。今後も環境保全につながる活動の支援・育成が必要です。

山間部・河川等への粗大ごみの不法投棄や、道路沿いへの空き缶の投棄など、心ない人たちのモラルが問われています。「美しいむらづくり」の実現に向けたさらなる努力が必要です。

■施策の方針

住民・企業・行政が一体となって村の素晴らしい自然環境を守り、環境を学ぶ機会と場の充実を図ります。また、新たな開発に対する適切な指導や、不法投棄の防止を図ることで、自然と調和のとれた快適な環境づくりに努めます。

■事業の内容

- 関係機関との連携による水質・土壌・大気調査の実施
- 花の植栽や緑化推進を担う環境ボランティア団体の支援・育成
- 住民、企業、行政との協働による定期的な環境美化行動の推進
- 主要河川での清掃保全活動
- 自然を活かした体験ができるふれあいの場の創出
- 看板等による不法投棄の防止の徹底



主要施策 2-2 環境保全の推進

1) 環境にやさしいむらづくりの推進

■現状と課題

大量生産や大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、日常生活に物質的な豊かさや快適性、効率性をもたらしましたが、その一方で、地球温暖化の進行や森林減少等を引き起こし、地球の環境に深刻な負荷を与えています。

平成23年に発生した東日本大震災に端を発したエネルギー危機は、省エネ意識の高まりやライフスタイルの見直しを始め住民の環境行動にも大きな影響を与えました。

こうしたなか、国においては、再生可能エネルギーと省エネルギーを新たな基幹的な柱とするエネルギー政策の見直しが進められており、エネルギー利用の構造転換が図られるものと予測されます。

今後は、住民、企業、行政が連携して省資源や省エネルギー意識の向上を図るとともに、資源のリサイクル、生ごみの堆肥化等の地球環境の保全を意識した行動や取組を一層充実していく必要があります。

本村のすばらしい自然環境を次世代に引き継いでいくことができるよう、地域や学校で取り組んでいる花壇づくりや清掃活動、環境学習への支援など、より一層の推進が必要です。

■施策の方針

資源の有効利用による環境に配慮したライフスタイルの定着を目指し、再生可能エネルギー及び省エネルギー、環境保全に対する意識の高揚に努めることで、環境にやさしいむらづくりを目指します。

■事業の内容

- 再生可能エネルギーの普及推進
- 省エネルギー対策の推進
- 生ごみ堆肥化の推進
- 小中学校における環境学習への支援



2) 廃棄物処理の推進

■現状と課題

社会経済の発展と生活様式の多様化により、豊かで便利な暮らしを手に入れた一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に大きな負荷を与えてきました。限りある資源を大切に、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会を形成するには、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rを積極的に推進し、住民、企業、行政が一体となった取り組みが必要です。

本村のごみの排出量は、平成17年度の1,005tをピークに減少し、平成24年度には936tとなっています。しかし、家庭系ごみの排出量は年々増加の傾向にあり、平成24年度の総排出量に占める家庭系ごみの割合は、約85%となっています。

今後は、一層家庭系のごみ排出量の減量化とごみを出さないための再資源化や再利用に取り組み、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を築いていかなければなりません。

し尿処理については、平成19年度4,194kℓの処理量でしたが、平成20年度に川地区農業集落排水処理場が供用開始された関係で3,321kℓといったん減少したものの、その後徐々に増加し、平成24年度で3,828kℓが処理されています。

■施策の方針

ごみの分別や再資源化にこれまで以上に取り組み、廃棄物の削減に努めることで循環型社会の実現を目指します。

農業集落排水や合併処理浄化槽の普及に伴い、将来におけるし尿等の適正な処理の確保に努めます。

■事業の内容

- ごみゼロ運動の啓発
- 資源ごみ分別の指導と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 各種団体による資源ごみ集団回収活動への支援
- ごみの野外焼却禁止の徹底
- し尿等の適正な処理



主要施策 2-3 住環境の向上

1) 住宅・宅地の確保

■現状と課題

本村では、各所に住宅団地が整備されており、安定した住宅の供給が可能となりました。住民が健康で文化的な生活を営むための基盤である住環境づくりは、定住を促進するうえでも重要な役割を果たしています。

本村は、人吉球磨地域の中心に位置し、住民は人吉球磨地域内での労働者が多く、人吉市への利便性が高いこともあり、村営住宅への入居希望も多くあります。今後は、村営住宅の長寿命化を図りながら、村有地等の宅地への有効活用を推進する必要があります。

また、近年、空き家が増加しており、各行政区の区長等と連携して、現況等の情報を共有しながら、空き家バンクを活用し、I・J・Uターン者や若者の定住を図る必要がありますが、家主が貸すことに難色を示すことが多いという点が課題です。

■施策の方針

快適に暮らせる住環境づくりに努め、村内企業への就業者をはじめ、I・J・Uターン者や若者への住宅情報の提供を行うことで、定住の促進を目指します。

■事業の内容

- 定住を促進するための集落環境整備や宅地化の誘導
- 村営住宅の長寿命化計画の推進
- 村有地等の宅地への有効活用の推進
- 空き家バンクの充実
- 空き家住宅の活用



2) 公園・緑地の整備

■現状と課題

近年、環境に対する関心の高まりとともに、やすらぎと魅力ある農村景観の形成への期待も大きくなっています。

本村には公園や緑地、農地など多様な緑の空間が存在しており、より自然と身近に接することができるよう、住環境に順応した公園整備など緑地空間のさらなる充実を図ることが必要です。身近な生活空間における憩いや癒し、そして健康づくりの場として誰もが気軽に利用できる特色ある公園整備が求められています。

■施策の方針

良好な自然環境の保全を図るとともに、憩いと癒しの場としての、自然環境を生かした多機能な公園整備に努め、既存の公園の適切な維持管理を促進します。

■事業の内容

- 交流拠点、憩いの場としての既存公園の整備・維持管理
- 村有遊休地の緑化推進

3) 上水道事業の推進

■現状と課題

上水道は、日常生活におけるライフラインとして不可欠なものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給するという大きな役割を担っています。本村では、豊富で良質な河川や地下水から受給する水により賄われています。

本村の水道事業は、簡易水道事業で四浦、川辺、深水、柳瀬の4地区を供用しており、平成24年度末現在の簡易水道の計画区域内の普及率は100%で、事業所も含め1,224世帯に給水しています。

安全で安心な水道水を安定して供給するためには、老朽化した施設及び連絡管路の更新や、大規模災害に備えた対策を講じなければなりません。また、地域によっては谷川の水や湧水等をろ過して水道水に利用しているところもあり、安定的な供給を行っていくための施設の整備が必要です。

水道事業の健全な経営をしていくためにも、水道水の効率的な供給を図り、維持管理費の抑制に努めていくことが必要です。

■施策の方針

常に安全でおいしい水を供給できるよう水質の管理に努めるとともに、安定して供給できるよう水道施設の維持・管理に努めます。

水道事業の健全な経営に努めます。

■事業の内容

- 安全な水の供給と水質の管理
- 安定供給を目的とした配水池、配水管の増設・ループ化などの施設整備
- 水道施設の耐震化と適切な維持管理
- 災害時を想定したマニュアルの作成及び修理用資材や給水用具の確保
- 適正な料金体系の確立



4) 下水道事業の推進

■現状と課題

近年、生活様式の多様化とともに、各家庭の生活排水が川に流れ込み、水質を悪化させるなど環境に影響を及ぼしています。

本村では農業集落排水事業による下水道の整備を進め、中四浦地区、下四浦地区に続いて平成20年度に川地区農業集落排水処理場の供用開始に伴い、汚水処理人口普及率は、平成23年度末で93.9%と県内でも高い普及率となり、住民のほとんどが下水道を利用できる環境が整備されました。

水洗化率も平成19年度末で41.4%でしたが、平成23年度末で63.9%と増加しています。

今後は、農業集落排水区域内の接続促進に努め、それ以外の区域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、水洗化に対する啓発を行うとともに、水質保全に努めることが必要です。また、平成19年度以来連続して水質日本一となった清流「川辺川」を未来に残すためにも、水洗化をより一層推進することが必要です。

■施策の方針

農業集落排水、合併処理浄化槽による効率的かつ適正な汚水処理整備を図ります。また、汚水処理整備の重要性を啓発するとともに、環境に対する住民意識の向上及び、さらなる水質浄化に努めます。

下水道事業の健全な経営に努めます。

■事業の内容

- 農業集落排水区域における施設の維持管理
- 農業集落排水以外の区域における合併処理浄化槽設置の促進
- 水洗化の促進



主要施策 2-4 安全なむらづくり

1) 災害に強いむらづくりの推進

■現状と課題

平成23年に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の地震を起因とし、東日本各地に未曾有の被害をもたらしました。東海地域においても南海トラフ巨大地震による大規模被害の発生が予測されています。

本村においては、一級河川球磨川最大の支流「川辺川」が北から南にかけて貫流していますが、台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が発生し、度々大きな被害を受けてきました。

今後も異常気象がもたらす「経験したことの無いような大雨」等による災害の発生が危惧されています。しかし、河川は私たちの生活にかけがいのない環境資源であり、災害に備えた河川改修は必要不可欠です。洪水時には水害の危険性が高い箇所が多数あり、未整備箇所の河川改修の推進が必要です。

こうした災害から住民の生命・財産を守り、住民が安心して暮らすことのできるむらづくりを推進することは、行政にとって最も重要な責務です。

本村では「防災計画」に基づき、国の機関や他自治体との災害時の応援協定、備蓄資材の充実等により、防災体制の強化を図ってきました。災害による被害を軽減するためにも「自分の地域は自分で守る」という防災意識を高め、支えあい・助けあいを基礎とした自主防災組織の育成強化は重要な課題です。その他、緊急時の体制づくりや建築物等の耐震化、災害情報が伝達可能な通信設備の充実を図ることも必要です。

東日本大震災を契機に、防災に関する意識がさらに高まってきており、こうした機運を捉えて、自助・公助の活動を促進し、さらに住民の災害に対する意識の高揚と知識の普及を図るとともに、自主防災組織の地域での取組を活発化させ、地域防災力を一層高めていく必要があります。

今後も、地震対策や治水対策等を積極的に進めるとともに、危機管理体制を確立していく必要があります。

■施策の方針

「防災計画」に基づき、あらゆる災害から住民の生命・財産を守るための防災体制の整備、災害等に対する日頃の備え等について周知に努めます。

非常用に備蓄する物資の充実等により、防災拠点施設や避難所の環境を整えます。

自主防災組織の活動の充実、実践的な防災訓練の実施等により、地域防災力を強化します。

山林や河川における危険箇所の把握や、緊急時に対応した道路の整備などを行うことで、災害における被害を未然に防ぐ取り組みに努めます。



■事業の内容

- 地域防災計画の定期的な見直し
- 自主防災組織の育成・支援
- デジタル防災行政無線の導入検討
- 防災備蓄品の整備
- 防災マップの定期的な見直し
- 公共施設の耐震化
- 災害時要援護者台帳の作成
- 水害の危険性がある未整備河川の整備
- 森林における自然林の整備支援と人工林の再生支援
- 危険箇所の治山・治水事業整備
- 緊急車両の進入が困難な道路の拡幅整備
- 避難経路の確保
- 住宅耐震診断や耐震補強の啓発

■避難勧告・指示発令時避難場所（平成 25 年 6 月 1 日 現在）

- 相良村上四浦集落センター
- 相良北小学校体育館
- 相良村林業総合センター
- 相良村川辺構造改善センター
- 相良村松馬場集落センター
- 相良村総合体育館
- 相良村柳瀬構造改善センター



普段の穏やかな川辺川



豪雨によって氾濫した川辺川

2) 消防・救急体制の充実

■現状と課題

本村の消防は、人吉下球磨消防組合と村の消防団が連携して活動しています。消防の出動状況は、原野等の火災の消火活動及び豪雨による水防活動等が主なものですが、このような災害に的確に対応するためには、より専門的かつ高度な体制の充実が求められています。

今後は、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯がさらに増加すると予測されるため、地域が一体となって防火意識を一層向上していく必要があります。

地域の防災活動の要である消防団については、村外に勤務している団員が多く、緊急時の出動に支障を来すこともあることから、村内在勤者を中心とした団員の確保が課題となっていますが、団員の減少も顕著であり、消防団の再編や機能別消防団の創設を検討していく必要があります。

また、近年、火災や災害の大規模化や多様化がみられ、想像を超える事態の発生が予想されることから、近隣市町村との相互応援体制を構築していく必要があります。

■施策の方針

消防・救急の技術を支える施設や装備の充実、消防団組織の強化を図ることで、消防・救急体制の拡充に努めます。

■事業の内容

- 消防施設等の整備
- 防災訓練など定期的な訓練の実施
- 消防団組織の見直し
- 住宅用火災報知機設置の推進
- 火災予防の啓発活動



3) 交通安全・防犯体制の確立

■現状と課題

交通事故件数は、平成20年以降の死亡事故は発生していません。また、人身事故、物損事故についても減少傾向にあります。しかしながら、自家用車等の普及による交通量の増加に伴い、交通事故の危険性が増しています。安全な道路環境を確保するため、交通危険箇所の点検や把握に努め、危険箇所を解消していくとともに、運転者のマナーや交通安全に対する意識を高めていくことが必要です。事故の当事者になりやすい高齢者や子どもに対する安全教育の充実や交通安全意識の啓発は特に必要です。また、社会的な課題となっている飲酒運転に対する対策等も求められています。

近年、社会や地域の変化に伴って、地域のつながりが薄れ、地域社会が持っている犯罪抑止の機能が低下してきており、子どもや高齢者を狙った犯罪や侵入窃盗など身近な犯罪が増えています。安心して暮らすことができるむらづくりを進めるためには、行政や地域が一体となって、防犯体制の強化に努めることが必要不可欠です。防犯灯や街路灯を適切に配置し、犯罪が起きにくい環境づくりや地域における自主防犯活動の支援が必要です。

■施策の方針

交通事故を防ぐため、関係機関と連携しながら交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全のための環境整備に努めます。

安心で安全な村を目指し、防犯パトロールなど地域の自主的な活動を促進することで、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起りにくい環境づくりに努めます。

■事業の内容

- カーブミラー、ガードレール、歩道、道路標識等の整備
- 交通安全教室の開催
- 防犯パトロールの実施
- 防犯灯の設置



4) 生活安全体制の確立

■現状と課題

市場に物や情報があふれる時代、消費生活を取り巻く環境は、多様かつ複雑化しています。また安心・安全なものを求める消費志向が強くなってきており、「品質表示」や「産地表示」への関心も高まってきています。消費者が最適な商品やサービスを選択できるよう、普段から、選び、判断し、積極的に行動できる「賢い消費者」であることが必要です。

クレジットカードによる支払いやインターネットショッピングなど、便利な仕組みが普及するなか、それらを巧妙に利用した悪質な犯罪に巻き込まれるケースが高齢者や若者を中心に増加しています。

平成21年には消費者庁が創設され、消費生活の問題を解決していくための新たな仕組みが構築されました。悪質商法や多重債務等の問題も顕著化していますが、こうした被害の未然防止や拡大防止を図るため、犯罪悪質商法被害から消費者を保護するための啓発や必要な情報提供、啓発活動及び消費者相談業務の充実に努めることが必要です。

■施策の方針

消費生活に関する被害を未然に防止するため、消費生活に必要な知識やトラブルの対処法、問題事例等の消費者保護に関する情報提供や啓発活動に努めます。また、消費者教育の充実に努め、消費者の安全意識の向上、自主的な消費者活動の支援に努めます。

■事業の内容

- 消費生活センターと連携した相談体制の充実
- 広報誌、パンフレットによる消費生活情報の提供
- 正しい知識を身につけるための講座・講演会の開催

